

■低炭素建築物新築等計画認定手数料（適合証又は設計住宅性能評価書あり）

次に掲げる額を合算して得た金額

種類	区分	手数料
一戸建ての住宅		5,000
住宅の用途を含む建築物の住戸部分	1戸	5,000
	2～5戸	10,000
	6～10戸	18,000
	11～25戸	31,000
住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物	300㎡以内	10,000
	300㎡超～500㎡以内	31,000

※1 変更の認定手数料は1/2を乗じた額

※2 確認申請を伴う申請の場合は確認申請手数料を加算した額

※3 ※2の中で構造計算適合性判定が必要な場合は構造計算適合性判定手数料を加算した額

■低炭素建築物新築等計画認定手数料（適合証又は設計住宅性能評価書なし）

次に掲げる額を合算して得た金額

一戸建ての住宅		38,000
住宅の用途を含む建築物の住戸部分	1戸	38,000
	2～5戸	66,000
	6～10戸	96,000
	11～25戸	140,000
共同住宅の共用部分	100㎡以内	111,000
住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物	300㎡以内	250,000
	300㎡超～500㎡以内	412,000
住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（モデル建物法）	300㎡以内	91,000
	300㎡超～500㎡以内	158,000

※1 変更の認定手数料は1/2を乗じた額

※2 確認申請を伴う申請の場合は確認申請手数料を加算した額

※3 ※2の中で構造計算適合性判定が必要な場合は構造計算適合性判定手数料を加算した額

※2

確認申請手数料

30㎡以内	7,000
30㎡超～100㎡以内	14,000
100㎡超～200㎡以内	24,000
200㎡超～500㎡以内	31,000

※3

構造計算適合性判定手数料

大臣認定プログラム	115,350
大臣認定プログラム以外	166,800